

生協ひろしまポイント制度 利用規程

第1条 総則

本規程は、生活協同組合ひろしま（以下、「生協」という）が生協の供給事業及びその附帯事業（以下「供給事業等」という）をご利用いただいた組合員に対して、組合員のご利用時の楽しみを提供し、供給促進をはかることを目的として実施するポイントサービス（以下「本サービス」という）について定めたものです。

第2条 ポイント付与

- (1) 生協は、供給事業等における特定商品の利用、利用金額、特定のキャンペーン、各種企画への参加などに対して、当該の組合員にポイントを付与する。本サービスの付与対象となる商品等の範囲および、1ポイントの付与に必要な単位金額、付与の基準日等は、生協が指定し、生協のホームページでの掲載等、生協所定の方法により組合員に告知するものとします。
- (2) 付与されるポイントは、お買上内容・お買上日時により異なります。
- (3) 生協は、ポイント付与対象のご利用商品等の返品をお受けした場合、ポイントを減算することができます。

第3条 ご利用ポイント付与除外条件

以下の商品、役務等はポイント付与の対象となりません。

- (宅配事業) 増資、募金、個配手数料、斡旋サービス、夕食宅配、資料請求、サンプル等の無料商品等のみをご利用の場合。
- (店舗事業) 商品券、たばこ、切手、はがき、お米券、ビール券、図書カード、テレカ、大型ごみ納付券、移動販売商品等。

第4条 ポイント確認

ポイントの残高は、問合せセンター、商品お届け表兼請求書、レシート等で確認することができます。

第5条 ポイントの有効期限

ポイントの有効期限は、付与された事業年度の翌年度末までとします。

(宅配事業) ポイント付与された事業年度の翌年度3月最終企画回まで

(店舗事業) ポイント付与された事業年度の翌年度3月31日まで

第6条 ポイントの失効

- (1) 組合員が生協を脱退した場合には、組合員が保有するポイントは失効し、その他本サービスの利用に関する一切の権利を失います。また脱退にともなって生協に対して本サービスに関する一切の請求権も取得しないものとします。
- (2) 「宅配事業利用支払規程」に定める生協が指定した支払期日以内に代金支払がされない場合、組合員が保有するポイントは失効するものとします。

第7条 ポイントの使用

- (1) 生協が定める方法により、原則として組合員のポイント使用の申し出によって、保有するポイントを、1ポイントにつき1円で換算し、以下の方法で使用することができます。
 - (宅配事業)・OCR注文書、eふれんず、電話注文時に100ポイント単位で使用することができます。
 - ・生協がチラシで指定する募金に100ポイント単位で使用することができます。
 - ・出資金に100ポイント単位で振り替えることができます。
- (店舗事業) 組合員が保有するポイントが500ポイントに達した場合、500円お買物券を発券するものとします。なお当お買物券の有効期限は発券から6ヶ月間とします。
- (2) ポイントは、「宅配事業利用支払規程」に定める受注停止後の滞納金および遅延損害金等の支払いに利用することはできません。
- (3) ポイントは、生協への保険掛金、その他生協が指定する代金支払いに利用することはできません。

第8条 宅配事業等利用休止中の取り扱い

組合員の宅配事業等の注文書発行停止手続き、宅配事業等の配送コース登録の取り消しを行なった場合においても、ポイントは引き続き保有されます。再度注文書発行手続き、宅配事業等の配送コース登録手続きを行った場合、宅配事業等でのポイントが使用できます。

第9条 店舗事業でのポイントの付与・使用ができないとき

- (1) コープカードまたはコプカカードをお持ちでないとき
- (2) ご利用のレジ端末等が故障しているとき
- (3) 停電、システム障害による故障、その他やむをえない事由があるとき
- (4) 前項によって、ポイントの付与および使用ができない場合において組合員に生じた損害について生協は一切の責任を負いません。

第10条 ポイントの移動

- (1) 組合員の保有するポイントは、宅配事業、店舗事業それぞれでポイントが貯まり、それぞれで使用することができます。組合員は申し出により保有するポイントを宅配事業、店舗事業間で移動することができます。
- (2) 組合員がポイントの移動を希望する場合は、問合せセンターまたは配送担当者もしくはサービスカウンターにて登録するものとします。

第11条 ポイントの取消

生協は、以下の各号の一に該当する場合、組合員に付与したポイントの一部または全部を過去に遡り、取り消すことができます。また、取り消されたポイントに対して生協は何らの補償も行わずまた一切の責任を負いません。

- (1) 組合員からの申し出により、ポイント対象ご利用商品等を返品またはキャンセルし、あるいはポイント対象の募金等活動につき、取り消した場合
- (2) 組合員が虚偽または不正な手段によってポイントを取得した場合
- (3) 生協の過誤によりポイントが付与された場合

- (4) 組合員が本規程に違反した場合
- (5) その他、生協がポイントを取り消すことが適当と認めた場合
- (6) 前項において、ポイント残高が不足している場合は、ポイントのマイナス相当分を現金にて精算させていただく場合があります。

第12条 ポイントの譲渡等禁止

組合員は保有するポイントを他の組合員との間で、共有、合算、贈与、賃貸、相続、質入れおよび譲渡することはできないものとします。

第13条 換金の不可

組合員は、いかなる場合においてもポイントを換金することはできないものとします。

第14条 利用規程の改定

- (1) 生協は、本規程の一部又は全部を供給促進方法の変更に伴い、いつでも改定することができるものとします。その場合、ホームページでの掲載等、生協所定の方法により組合員に告知します。
- (2) また、生協は、本サービスの全部又は一部を中止又は廃止することができるものとします。その結果組合員に損害が生じた場合でも、生協は一切の責任を負わず、何らの補償を行いません。

第15条 免責事項

- (1) ポイント数に関するデータが災害その他のやむをえない事情によって消失した場合、又は当該データに異常が生じた場合には、生協は、当該時点において取りうる合理的な措置を講じます。
- (2) 合理的な措置を講じたにも関わらず、データの復元又は異常の解消ができない場合に生じた損害については、生協は一切の責任を負わないものとする。但し、生協に故意又は重大な過失がある場合にはこの限りではない。

第16条 改廃

この規程の改廃は、常勤役員会の議を経て改廃するものとする。

附則

この利用規程は、2018年7月1日から施行します。